

琉球大学学術リポジトリ

總殖第三九八一號府議決定 移住奨勵要項

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 台湾, 移住, 移民 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38276

矢内原忠雄文庫

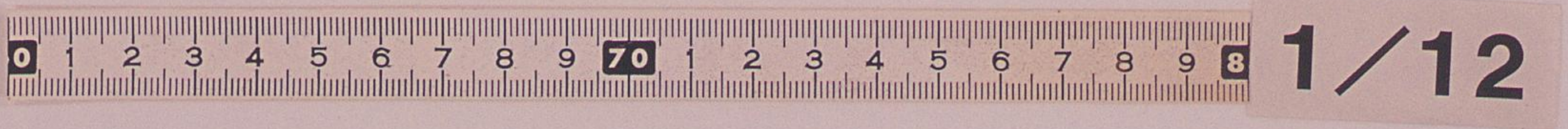
史料名	大正十一年四月十二日總殖第三九八一號府議 決定 移住獎勵要項
封筒番号	360
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 17 日
撮 影 者	富士写真フイルム 株式会社
備 考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：360

史料名	大正十一年四月十二日總殖第三九八一號府議決定 移住獎勵要項
資料形態	B4和紙／ガリ
枚数	5
页数	10
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	台湾 今泉分類記号：

大正十一年四月十二日
總值第三九八一號所議決定
移住獎廟要領



移住奨励要領

第一條 臺東及花蓮港廳下ニ於テ農民ヲ移住セシメ開拓ニ從事スル起業者ニハ必要ニ應ジ奉決定ニヨリ保護ヲ與フルコトアルヘシ

第二條 保護條項ハ凡ソ左ノ通りトス

- 一 移住者ノ現任地ヨリ收容地ニ至ル汽車及汽船賃ハ五割引トス 但シ臺灣總督府ノ支所シタル割引券ヲ提出示セシムルコト
- 二 移住者(妻帶者ニ限ル)ヲ居住セシムヘキ家屋建築費ノ半額以内ヲ補給スルコト
- 三 家屋建築後三年未滿ニシテ天災其他ノ不可抗力ニ依リテ災壞致シ再築シタルトキハ尚一回ニ限リ前項ノ補給金ヲ支附スルコト

三 移住者ノ移住後五年間風土病及流行病ノ預防並治療ノ為ニ要スル藥價ノ半額以内ヲ補給スルコト

四 移住者ニ讓渡スヘキ開墾成功地ニ對シ一甲ニ付三十円以内ノ開墾費ヲ補給スルコト

五 移住者收容地ニ於テ灌溉排水其他ノ土地改良ニ関スル施設ヲ為サントスルトキハ其ノ費用ノ半額以内ヲ補給スルコト

第三條 命令條項ハ凡ソ左ノ通りトス

- 一 移住者ノ為ニ醫療所ヲ設ケ醫師ヲ置キ衛生及醫療ヲ掌ラシメ並風土病ノ預防ニ從ハシムルコト但シ移住者ニ對シテ之ニ醫藥料 手術料及敷置料ハ實費ノ外徴收セザルコト
- 二 移住者一カニ付土地一甲以上ヲ讓渡シ及二甲以上ノ永

三

小作権ヲ附與スルコト

讓渡スル土地ノ代金ハ直接開墾ニ要シノル實
費ヨリ第二條第四號ノ補給金ヲ控除シタル額以
内トシ無利息十箇年賦ヲ以テ移住者ヲシテ支拂

四

ハシメ代金完納ノ上ハ直ニ土地ノ讓渡ヲ為スコト
讓渡地小作地及讓渡價格ハ成墾後官ノ承認ヲ受
テテ決定スルコト 但シ右決定以前ニ於テハ移住者

五

ヨリ土地ノ使用料ヲ徵收セサルコト
移住者ヲ居住セシムヘキ家屋ハ讓渡又ハ小作セシムヘ
キ土地内ニ於テ一戸ニ付一棟ヲ建築シテ無償貸與
シ建築費實費ノ内ヨリ第一條第二號ノ補給金額
ヲ控除シタル額以内ヨリ移住後第四年目ヨリ無利
息十箇年賦ヲ以テ支拂ハシメ代金完納ノ上ハ直

ニ之ヲ讓渡スコト 家屋貸與期間中火災其他
不可抗力ニ依リテ火災壞破シタルトキハ官ノ指定
期限内ニ再築スルコト 但シ讓渡ノ方法ハ前項
ニ同シ

六

前項ノ火災ノ家屋カ官ノ補給金ヲ受ケタルモノナル
場合ハ家屋代金ノ支拂ヲ免除セシムルコト
灌漑施設費ノ補給ヲ受ケタル場合ニハ讓渡地
又ハ小作地内ニ於テ相當水田耕作ヲ為サシムルコト

七

前項ノ水田ハ農村已劃毎ニ移住者各戸ノ耕作
地域及面積ヲ定メ官ノ承認ヲ受クルコト
灌漑施設ニ對シ移住者ヨリ使用料ヲ徵收スル場
合ニハ官ノ承認ヲ受クルコト

移住者中善良ナル風俗ヲ害シ又ハ公安ヲ紊

八

ルノ虞アリト認めタルトキハ起業者ノ費用ヲ以テ本籍
地ニ送還セシムルコトアルニシ
九 移住者中天災又ハ病氣等ノ為窮困ニ陥リタル者ア
ルトキハ起業者ハ相當ノ救済ヲ為スコト
十 移住者トノ間ニ締結スヘキ移住契約土地及家屋ノ讓
渡契約並小作契約ハ豫メ總督ノ認可ヲ受クルコト
十一 前各號ノ小官ノ必要ト認めル命令條項ハ其ノ部度
追加ス

第四條 第二條ノ保護ヲ附與スル時期ハ左ノ通りトス

- 一 割引券ノ移住ノ際之ヲ交付スルコト
- 二 藥價補給ハ毎年一月ヨリ十二月迄ノ分翌年三月
末迄ニ交付スルコト
- 三 開墾費補給ハ成墾地ニ對シ其ノ部度之ヲ交付スルコト

四 家屋建築費補給ハ建築着手ノ際又ハ着手後之
ヲ交付スルコト

五 灌溉排水其他土地改良ニ関スル施設費補給ハ工事
着手ノ際又ハ着手後之ヲ交付スルコト但シ一工事
ニシテ兩年度以上ニ互ル場合ハ竣功豫定程度ニ
應シテ分割交付スルコトアルヘシ

第五條 命令條項ニ違背シ又ハ虚偽ノ申告ヲ為シタ
ル者及誘惑ノ手段ヲ以テ移住ヲ欺罔シ又ハ他ノ
募集收容ニタル移住ヲ誘致シタル者ハ保護ノ指
令ヲ取消シ既ニ交付シタル保護金ハ之ヲ返納セシ
ムルコトアルヘシ

以上

